

一般社団法人北秋田まちづくり観光協会 「きたあきた観光ファンクラブ」規約

(名称)

第1条 この会の名称は、「きたあきた観光ファンクラブ」(以下「本会」といいます。)とします。

(目的)

第2条 本会は、次の各号に掲げる活動を通じて、北秋田市の様々な魅力を地域の内外に積極的に発信するとともに、会員相互の親睦と連携を深め、北秋田市の観光振興とまちづくりの発展に資することを目的とします。

- (1) 北秋田が好きな方、北秋田を応援したい方が、一般社団法人北秋田まちづくり観光協会(以下「当法人」といいます。)が実施する協働による学びと遊びの観光地域づくり、商品開発等の趣旨と取り組みについて、これに賛同し、応援し、及び支援すること。
- (2) 北秋田の魅力を広く情報発信することで、北秋田のファンを増やし、多くの方々に北秋田へ訪れてもらうこと。

(本会の提供サービス)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、会員に対し、活動の機会、情報の提供、会員を対象とした物品やサービスの提供、あっせんその他の必要な事業(以下「本サービス」という。)を行うものとします。

(事務局)

第4条 本会の事務局(以下「事務局」といいます。)は、当法人の事務所に置きます。

(会員)

第5条 会員は、第7条の入会資格を満たす方で、この規約を承諾し、第8条に定める入会手続きを完了した方をいいます。

- 2 会員の種別は、団体・法人会員及び個人会員の2種類とします。

(会員の権利等)

第6条 会員は、本会の実施する活動、事業に参加し、情報の提供を受け、情報交換の場に参画することができます。

- 2 会員は、その他本会が別に定める特典を受けることができます。ただし、会員が交付を受けた特典類を他人へ転売し又は有償で譲渡することは、これを固く禁じます。
- 3 会員は、当法人の総会における議決権を有しません。

(入会資格)

第7条 本会は、お住まい又は所在地が北秋田市内にあるか市外にあるかを問わず、第2条の目的に賛同されるすべての個人(年齢は問わないものとします。)又は団体・法人等(以下「団体等」といいます。)が入会できます。

- 2 本会は、前項の規定にかかわらず、本会への入会を希望する個人又は団体等(以下「入会希望者」といいます。)が次に掲げる事由に該当する場合には、本会への入会を承認しないことがあります。

(1) 入会の申込にあたり、虚偽の内容があった場合

(2) 入会希望者である個人が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である場合又は宗教団体への勧誘活動もしくは違法な販売活動を行うものである場合

(3) 入会希望者が団体等である場合において、当該団体等が次のいずれかに該当する場合

ア 政治団体又は宗教団体である場合

イ 団体等の役員(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団又は暴力団員である場合

(4) 前号までに掲げるもののほか、入会を承認

しないことにつき正当な事由がある場合

(入会手続)

第8条 入会希望者は、WEB申し込みフォームまたは申込書にて事務局へ入会を申し込むものとします。

2 入会希望者は、入会の申込にあたり、次に掲げる事項に同意するものとします。

(1) 事務局が会員の住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の個人を特定するために必要な情報を名簿に登録すること。

(2) 本会の運営上必要な場合に限りにおいて、事務局が前号に定める名簿に搭載した会員情報を利用すること。

3 事務局は、第1項の入会申込を受理した場合は速やかに審査を行い、申し込みを適正と認める場合は、入会を承認するものとします。

4 入会の申込が受理された会員は、事務局が定める方法により、速やかに次条に定める会費を納入するものとします。

(会費)

第9条 会員は、会員の区分に応じ、事務局が指定する方法により、それぞれ次に定める年会費を毎年度本会に納入するものとします。

(1) 団体・法人会員 年会費 10,000円

(2) 個人会員 年会費 3,000円

2 本会は、会員から一旦納入された年会費その他の拋出金品について、その理由を問わず返還しないものとします。

(有効期間)

第10条 会員資格の有効期間は、入会が承認された日から当該年度の末日（翌年の3月31日）までとします。

2 会員資格は、期間満了日までに、会員から本会に対し退会の申出が無い限り、有効期間の満了日の翌日から1年間自動更新されるものとし、以後も同様とします。

(禁止行為)

第11条 会員は本会が提供するサービスの利用にあたって、以下に掲げる行為を行ってはなりません。

(1) 他の会員、第三者又は本会の著作権、プライバシーその他の正当な権利を侵害する行為及び侵害する恐れのある行為

(2) 他の会員、第三者若しくは本会を誹謗中傷する行為又は本会の運営を妨げる行為

(3) 事実と反する情報若しくは公序良俗に反し、若しくは反する恐れのある情報を他の会員又は第三者に対して提供する行為

(4) 選挙活動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為

(5) 本会の承諾なく本会の情報若しくは本会が発信する情報を用いた営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為

(6) その他、法令等に違反する行為又は反する恐れのある行為

2 本会は、会員に前項に該当する行為があったと認めるときは、当該会員に対し行為の是正又は停止を求めることがあります。

(会員の届出義務等)

第12条 会員は、会員の住所、氏名その他の入会申込書に記載した内容に変更が生じた場合又は本会を退会しようとする場合は、その内容を速やかに事務局へ届け出るものとします。

(会員資格の喪失)

第13条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員資格を喪失します。

(1) 会員が、所定の方法により退会の届出をしたとき。

(2) 会員本人が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(3) 団体・法人会員の場合、その団体等が消滅したとき。（ただし、団体等が合併・組織変更等により消滅する場合であって、本会が当該団体等を承継する者への会員資格の承継を認めたときは、この限りではありません。）

- (4) 会員が、年会費を継続して1年間以上滞納し、催告を受けても応じないとき。

2 本会は、会員が次の各号のいずれかに掲げる行為を行ったと認めるときは、あらかじめその同意を得ることなく、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。

- (1) 第11条各号に掲げる行為を行ったとき。
(2) 入会申込書に虚偽の記載があったとき。
(3) 会員の登録住所、電話番号、メールアドレス等への事務局からの連絡に対し、会員が応答を拒否するとき（事務局が相当の手段を講じてもなお、転居、居所不明、回線廃止等の理由により会員と連絡を取ることができない場合を含むものとします。）。
(4) 前3号に掲げるもののほか、会員の行為が、本会の会員としてふさわしくないと本会が判断したとき。

(サービスの停止等)

第14条 本会は、本サービスに関する設備等の保守点検等のため必要がある場合は、事務局が適切と判断する方法により事前に会員に通知した上で、本サービスの全部又は一部の提供について、停止、中止、変更等の措置を講ずることができます。

2 前項の規定にかかわらず、本会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供について停止、中止、変更等の措置を講ずることができます。

- (1) 本サービスを提供するために使用する設備について障害が発生し、緊急に保守点検、改修等を行う場合
(2) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変等の不可抗力により、本サービスを提供することができなくなった場合
(3) その他、本会が本サービスの停止、中止、変更等を行う必要があると判断した場合

(免責)

第15条 本会は、前条に基づき行った措置のほか、本会の運営及び本サービスの利用に関して生じた会員

の損害及び会員同士又は会員と第三者との間で生じた問題並びに損害の全てについて、いかなる責任も負わず、一切の賠償義務を負わないものとします。

2 有効期限が指定された入会特典等を会員が使用しないまま有効期限を過ぎた場合は、当該入会特典等は全て無効となり、年会費の返還はいたしません。

3 会員が行う必要のある手続の遅滞、不備若しくは不具合又は金融機関、郵便事業者等において発生した送金、文書送達の遅延等に起因して会員に生じた不利益について、本会は責任を負わないものとします。

(第三者への委託)

第16条 当法人は、本会の運営に関する業務の一部又は全部を、第三者に委託できるものとします。

(個人情報の取扱等)

第17条 本会は、会員から収集した個人情報について、別に定める個人情報保護方針に従って管理するとともに、第8条第2項各号に定める目的の範囲内で、業務上必要な場合にかぎり利用するものとします。

2 会員は、前条の規定に基づき本会が業務を委託した者に対し、業務上必要な範囲において、本会が会員に関する個人情報その他の情報を提供することを承認するものとします。

(規約の改正等)

第18条 本会は、当法人の理事会の決定及び承認により、必要に応じて本規約の改正等を行うことができます。この場合において本会は、適当と認める方法により改正等の内容を、遅滞なく会員に対し報告するものとします。

2 本規約の改正により会員に不利益等が生じた場合も、本会はその責任を負わないものとします。

(本会の終了)

第19条 本会は、やむを得ない事情がある場合、事前に会員に対して通知することにより、本会を閉会し、本サービスの提供を中止することができるものとします。

2 前項の場合において、本会及び本サービスの終了により会員が被った損害等に関し、本会は一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

(準拠法)

第 20 条 本規約の成立、効力、履行及び解釈については日本国の法令を適用します。

(誠実協議)

第 21 条 本規約に定めのない事項又は本規約の解釈について疑義が生じた場合は、当法人と会員は誠実に協議し、誠意を持ってその解決にあたるものとします。

(専属的合意管轄裁判所)

第 22 条 当法人と会員の間で本規約及び本規約に基づいて提供されるサービス等に関して生じた一切の紛争については、大館簡易裁判所又は秋田地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(問い合わせ先・連絡先)

第 23 条 本規約に対する問い合わせ先及び連絡先は以下のとおりとします。

一般社団法人北秋田まちづくり観光協会

(9:00～17:00/12月29日～1月3日まで休業)

☎ 018-3321

秋田県北秋田市松葉町3番1号

電 話 0186-62-1851

FAX 0186-84-8610

メール info@k-akita.com

附 則

この規約は、令和7年10月1日から施行します。